

措置区域の検討

- 政令市である、横浜市、川崎市、相模原市は、東京都に隣接しており、人口及び新規感染者の絶対数も多いことから、引き続き措置区域とする。
- 政令市以外の市町村は、新規感染者数が、ステージⅢ以上の市町村を措置区域とする。
- ただし、人口規模が小さい市町村は、少ない感染でも数値の変動が大きく、感染の封じ込めが比較的可能であるため、ステージⅢ以上であっても措置区域としない。
- 直近1週間(6/11~6/17)の10万人あたり(1週間あたり)の新規感染者の状況

横浜(13.49) 川崎(18.51) 相模原(11.90) 横須賀(11.53) 平塚(6.21) 鎌倉(5.20) 藤沢(5.72) 小田原(15.34) 茅ヶ崎(8.67) 逗子(3.51) 三浦(7.18) 秦野(12.78) 厚木(20.55) 大和(7.94) 伊勢原(3.92) 海老名(6.64) 座間(19.88) 綾瀬(5.93) 葉山(0.00) 寒川(4.12)

- 措置区域は、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市とする。

6月21日以降の措置区域と期間

- 横浜市、川崎市、相模原市(4月20日~7月11日)
- 厚木市、座間市(4月28日~7月11日)
- 小田原市(6月1日~7月11日)

合計 6市



措置内容の変更について

酒類提供に係る要請事項

- 措置区域内は、5時から20時までの営業時間短縮要請（措置区域外は21時まで）
酒類提供は11時から19時まで（措置区域外は20時まで）とする。
- ただし、感染の急拡大につながる可能性もあるため、酒類を提供する飲食店等
については、滞在時間の制限等を要件に定める。（協力金支給要件）

滞在時間（90分以内）、人数（1組4人以内）、基本4項目の遵守

- チラシ・ポスターの掲示、感染防止対策取組書に基本4項目の明記（協力金支給時写真添付等）
LINEコロナお知らせシステム登録（入退店時二次元コード読取り）や、帳簿記録（氏名・入退店時間記録・保管）
により、入退店時の記録を促す。

なお、急激な感染状況悪化に対する対応（ブレーキ措置）として、
新規感染者数が全県週平均で1日（230人）超となった場合は、措置区域を拡大や、
酒類提供の停止要請などを検討する。

事業者への要請(飲食店等)

措置区域	その他区域
<p>○営業時間の短縮要請(法第31条の6第1項)</p> <p>【時間】5時から20時まで</p> <p>酒類の提供は11時から19時まで</p> <p>〔酒類提供店の滞在時間(90分以内)、人数(1組4人以内)〕</p> <p>〔感染防止対策の基本4項目の遵守※〕</p>	<p>○営業時間の短縮要請(法第24条第9項)</p> <p>【時間】5時から21時まで</p> <p>酒類の提供は11時から20時まで</p> <p>〔酒類提供店の滞在時間(90分以内)、人数(1組4人以内)〕</p> <p>〔感染防止対策の基本4項目の遵守※〕</p>
<p>○まん延防止等の措置(法第31条の6第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員に対する検査を受けることの勧奨 入場者の感染防止のための整理及び誘導 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 手指の消毒設備の設置※ 事業所の消毒 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止※ 施設の換気※ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保※ 飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置 	<p>○まん延防止等の措置(法第24条第9項)</p> <p>同左</p>
<p>○必要に応じて以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 要請に応じない事業者への命令(法第31条の6第3項) 要請・命令時の公表(法第31条の6第5項) 命令のための立入検査等(法第72条) 命令違反等に対する過料(法第80条) 	
<p>○全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)</p>	

事業者への要請(飲食店等以外の施設) ①

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする <small>※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内</small>	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から21時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで	
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、 テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、 ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、 ヨガスタジオ、など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする <small>※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内</small>	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで	
マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請※ 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く	(生活必需物資を除く) 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ

事業者への要請(飲食店等以外の施設) ②

施設区分	措置区域	その他区域
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、 介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請	
葬祭場	酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ	
自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする

事業者への要請(飲食店等以外の施設) ③

措置区域	その他区域
<ul style="list-style-type: none"> ○ 酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ ○ カラオケ設備使用自粛等の働きかけ ○ 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ ○ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。 ○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項) 	

事業者への要請(イベントの制限)

措置区域	その他区域										
○収容人数等の要請(法24条第9項)											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> <tr> <th>歓声・声援等が想定されないもの</th> <th>歓声・声援等が想定されるもの</th> <td rowspan="3">5,000人</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等 </td> </tr> <tr> <td>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</td> <td>50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</td> </tr> </tbody> </table>		収容率		人数上限	歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人	<ul style="list-style-type: none"> ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等 	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)
収容率		人数上限									
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人									
<ul style="list-style-type: none"> ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等 										
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)										
※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。											
○営業時間短縮の働きかけ 【時間】5時から21時まで 酒類の提供は11時から19時まで	○営業時間短縮の働きかけ 【時間】5時から21時まで 酒類の提供は11時から20時まで										
○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)											
○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ											

13

県民への要請

県内全域(措置区域+その他区域)

○生活に必要な場合を除く外出自粛の要請

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、
必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、
生活や健康の維持のために必要なもの

○時短を要請している時間以降の飲食店の利用の自粛

○感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請

○飲食する場合には、昼夜を問わずマスク飲食の実践、 短時間・少人数の徹底、M・A・S・Kを含む基本的な感染防止対策等の徹底

○感染リスクが高まる「5つの場面」※、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

※ 5つの場面: 飲酒を伴う懇談会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

大規模施設等に対する協力金（第3弾）について（案）

「まん延防止等重点措置区域」の6市において、事業規模等に応じた協力金を交付する。

	大規模施設	テナント・出店者
交付対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った1,000㎡超の施設 例) 百貨店等大規模小売店、映画館等	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に來場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
協力金（日額）	ア 自己利用部分 「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 イ テナント等把握管理分（10店舗以上の場合） 「時短営業したテナント数×2千円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」	ア テナント・出店者への協力金 「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 イ 映画館への加算分 「常設スクリーン数×2万円/日」 × 「短縮で上映できなくなった回数/本来の上映回数」
所要額	約70億円 …①	約2億円 …②

合計 ①+②=約72億円

Kanagawa Prefectural Government

飲食店等に対する協力金（第12弾）について（案）

	まん延防止等重点措置区域	その他区域
適用区域	横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市	左記以外の県域
要請対象施設	食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等	
協力金の交付要件 (6/21~7/11の21日間)	営業時間	・営業時間は5時から20時まで
	酒類提供時間	・酒類の提供は11時から19時まで 〔ただし、次の条件を満たした店舗に限ります。〕 ①客の滞在時間は90分までに制限 ②入店人数は1組あたり4人以内 ③感染防止対策基本4項目（アクリル板等の設置・座席間隔、手指消毒、マスク飲食の推奨、換気）の遵守 これを満たさない店舗は、酒類の終日提供停止
	その他の交付要件	・酒類の提供は11時から20時まで 〔ただし、次の条件を満たした店舗に限ります。〕 ①客の滞在時間は90分までに制限 ②入店人数は1組あたり4人以内 ③感染防止対策基本4項目（アクリル板等の設置・座席間隔、手指消毒、マスク飲食の推奨、換気）の遵守
想定対象店舗数	約27,000店舗	約13,000店舗
所要額	協力金約287億円…A	協力金約116億円…B
協力金の算定方法	<中小企業> 売上高方式 前(々)年の売上高×0.4(下限3万円/日、上限10万円/日) <大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(々)年からの売上高減少額×0.4 (下限なし、上限20万円/日)	<中小企業> 売上高方式 前(々)年の売上高×0.3(下限2.5万円/日、上限7.5万円/日) <大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(々)年からの売上高減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」 又は「前(々)年の売上高×0.3」のいずれか低い方)

合計 A+B=約403億円